

資 料 提 供  
 令和3年5月18日  
 担 当：広島県対策本部  
 担当者：新型コロナウイルス  
 感染症対策担当 渡部  
 直 通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月16日(日)及び17日(月)に、新型コロナウイルス感染症の患者が22例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内8615～8636例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【 発 生 数 】 6市4町で、10歳未満～80代 計22人
- 【 症 状 等 の 度 合 】 中等症1(70代1人)、軽症20、症状なし1
- 【 入 院 等 の 状 況 】 入院中1、宿泊療養中6、調整中15
- 【 他 事 例 と の 関 連 】 濃厚接触者8、接触あり8、調査中6
- 【 県 外 往 来 等 ※ 】 あり3

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来  
 ・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
東広島市			3	1	1						5
坂町	1		1		1						3
三原市			1		1			1			3
府中市			1		1						2
三次市									1		1
大竹市			1								1
廿日市市			2		1	1					4
海田町		1									1
北広島町		1									1
府中町				1							1
合計	1	2	9	2	5	1		1	1		22

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減(20時以降の外出は更に削減)してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者(勤務形態によっては執務室内の定員)を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。